

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源を活かした「自然産業」の振興による雇用機会の増大

2 地域再生計画作成主体の名称

高島市

3 地域再生計画の区域

高島市の全域

4 地域再生計画の目標

【地域特性】

高島市は滋賀県の北西部に位置している。平成 17 年 1 月 1 日に旧高島郡マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町の 6 町村が合併し発足した。総面積は滋賀県内で最も広い 511.36 k㎡あり、平成 17 年の国勢調査における当地域の人口は 53,946 人となっている。市の東部は琵琶湖に面しており、南部は大津市に、西部は京都府に、北部は伊香郡西浅井町および福井県に接しており、古くより畿内と北国とを結ぶ交通の要衝として栄えてきた。

本市は、琵琶湖とその周辺に広がる田園地帯、その背後に展開する里山・森林によって、豊かな自然環境が形成されている。豊かな自然の恵みを活用しながら、美しく豊かな自然環境を維持してきた農林水産業は、本市では重要な産業である。また、環境省のエコツーリズム推進モデル地区に指定されるなど、全国から選ばれた百選が 11 もあり、観光産業も重要な産業である。

本事業で振興を図る自然産業とは、自然環境に過度の付加を与えることなく、持続的かつ循環型の営みを可能にする第 1 次産業（農林水産業など）および、自然資源の持続可能な利用に基づくその他の多様な経済活動と定義されるが、本事業においては、農林水産業および、これと密接に関わりを持ちながら営まれる特産品加工業、観光業を指すこととする。

【今後の課題】

経済のグローバル化による農林水産業の低迷や、観光客数、客単価の低下による観光産業の低迷など、高島市の経済活力の停滞は危機的な状況となっている。高島市の、平成 19 年 3 月の有効求人倍率は、0.89 倍と滋賀県の有効求人倍率 1.36 倍に比べて著

しく低い数値となっており、そのことが就業人口の市外流出の原因になっているものと予想される。

市内にある全産業の事業所数は 3,170 箇所、従業員数は 19,389 人であり、人口割合からすると少ない状況である。これは住民の多くが雇用先を市外に求めていることを意味し、経済が地域で循環せずに市外に流失していることを意味している。

高島の自然・文化を活かした産業である「自然産業」の振興による地域再生を進めていく上で、事業の芽や活用できる資源は高島市内に多くあるものの、課題も残されている。例えば、観光産業においては、質の良い宿泊施設や飲食店などが集積しておらず、体験プログラムなどのソフト提供も不十分である。また、そこで就労できる、一定以上のスキルを持った人材の育成と、新規創業や事業拡大などで雇用をつくっていける人材の育成が課題となっている。また、経済効果を得るための仕組みが十分整備されておらず、結果として雇用の創出につながるには至っていない状況である。よって今事業においてはその「自然産業」の振興による地域内雇用の促進を図ることが課題である。

【目標】

上記のような高島市の自然・地域資源を活かした観光産業、特産品製造・販売業の分野を中心として、自然産業の振興を図り、求職者に対する能力開発、創業、新規事業の支援による新たな雇用の場の創出に取り組むことで地域の活性化を目指す。

事業実施による具体的効果としては、初年度 15 名、2 年目 36 名、3 年度目 44 名、事業終了年度 95 名の雇用創出を目指す。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「自然産業」の分野を中心とした地域再生を進めるため、同分野における雇用対策を地域雇用創造推進事業として実施する。同事業においては、雇用機会の拡大、求職者に対する就業支援などに地域の関係者が一体となって取り組む。

5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生の認定に基づく次の措置を活用して実施する雇用創造推進事業

- 支援措置の名称と番号
地域雇用創造推進事業：【B 0902】

- 実施主体
高島市地域雇用創造協議会

雇用拡大メニュー（事業主対象）

(1) 高島自然産業塾～企業編～

事業拡大を望む事業者や起業を望む者等を対象として、研修会等の機会を設け、地域の特徴や資源を活かした産業の振興を図るリーダーを育成するとともに、経営戦略・労務管理等の事業管理のスキルを養成する等、事業拡大や創業に必要な能力開発を行う。

(2) アドバイザー派遣事業

事業拡大をする事業者あるいは創業希望者を対象として、専門家による個別の相談やコンサルティングに応じ、事業拡大や創業を支援する。

人材育成メニュー（地域求職者対象）

テーマ毎に各コースを設け、求職者を対象とした能力開発のための基礎講座を開設する。それぞれのコース毎に実務に明るい外部専門家・実務者等を講師に招き、求職者に対する能力開発を行い、雇用に結びつける。

なお、人材の発掘及び基礎トレーニングに主眼を置く自然産業塾【基礎編】と、中核的人材や即戦力の育成を主眼に置く自然産業塾【上級編】の2段階で求職者の能力開発を行う。

< 設置を予定しているコース >

おもてなしコース

- ・ 宿泊、飲食、販売などにおける即戦力を育成する。
- ・ 具体的な販売ノウハウや宣伝・陳列の方法、おもてなしスキル等の研修を実施する。

観光ガイド養成コース

- ・ 観光ガイド、観光リーダー等を育成する。
- ・ 高島の観光・自然・歴史・文化等についてのテキストおよびカリキュラムを作成し、高島の自然や文化に詳しい観光ガイドを養成する。上級編修了者には卒業認定試験と現地ガイド実習等の実践トレーニングを行う。

こだわり产品生产コース

- ・ 環境保全型農業による付加価値の高い農産物を生産する農業経営者、鹿肉を生産・加工できる人材、雪室貯蔵の農産物を生産できる人材等、特別な技術・ノウハウを有する人材を養成する。

企画・コーディネート・広告営業コース

- ・地域の資源を活かした観光商品、観光プログラムの企画立案、営業、広報ができる人材育成のためのセミナーを、専門講師を招いて実施する。また、利用者アンケート等初歩的なマーケティングの手法と活用方法を学び、不足しているマーケティングの人材を育成する。

(1) 高島自然産業塾～基礎編～

座学または現場体験による研修会

自然産業塾の基礎講座として、人材の発掘及び基礎トレーニングに主眼を置く【基礎編】に以下のような研修プログラムを設ける。自然産業の担い手になることを希望する求職者を発掘するとともに、就業に向けて必要な基礎的研修を実施する。

実務に明るい外部専門家・実務者等を講師として招き、各コース毎に必要な基礎スキルを習得する。希望者には複数コースの受講を認め、希望する進路を見極めることが出来るよう配慮する。高島自然産業塾～上級編～での実践的トレーニングに進むための基礎講座と位置づける。

(2) 高島自然産業塾～上級編～

自然産業塾の各研修コースの上級講座として、以下のような実践的研修プログラムを設ける。自然産業の担い手（即戦力）を育成する。本プログラムの受講者は、「自然産業塾～基礎編～」の修了者など、意欲が高く一定の基礎スキルがある者を想定している。

実践研修

就業現場での長期の就業体験を通じて実地研修を行ない、自然産業において即戦力となる担い手を育成する。先進的取り組みを行っている市外企業のほか市内の自然産業の事業者が受け入れ先となり、研修生の現場力を磨く。

なお、「自然産業担い手育成コーディネーター」が、受け入れ事業者と研修生とのコーディネートを行うことで、研修効果を確実なものとする。具体的には、研修生に担当させる業務内容、研修生の目標設定、研修生に対する指導等についてのアドバイス、研修生・受け入れ事業者双方からの相談受付を行う。

国内派遣研修による中核的人材の育成

地域において技術やノウハウの指導に当たれる中核的人材を育成するため、各分野の国内先進地に研修生を派遣し、必要な技術・ノウハウの修得の機会を創出する。

具体的には、地域での雇用ニーズが高い、もしくは今後高まると予測される鹿肉の生産・加工、雪室貯蔵の農産物生産、木材加工、エコツーリズムなどの諸分野において実施する。

就職促進メニュー

(1) 自然産業担い手育成コーディネート

求職者からの自然産業への就職のための必要な知識・技能の習得に向けての情報

提供・相談を行うとともに、実践派遣研修の受入企業と研修生とのコーディネート・連絡調整を行う。また、創業希望者に対して事業計画等へのアドバイスや事業に必要な人材・地域資源等の情報を提供し、自然産業を興す事業者を支援する。

(2) 合同求人説明会

事業開始2年度目以降、ハローワーク高島、高島地域雇用対策協議会および地元経済団体と連携を図り、広く学生に参加を呼びかけて合同求人説明会を開催し、若者の地元企業への就職を促進する。

(3) 情報発信事業

ポータルサイトの開設による情報発信

ホームページを作成しパッケージ事業の取組・活動について積極的に情報を発信するとともに自然産業分野の求職情報を提供する。また、高島市内で自然産業に携わっている人取材し、自然産業の魅力について情報発信する。他地域の新規ビジネスモデルの情報や先進事例等を収集し事業の推進を支援する。

シニア人材情報提供事業

高島市においても団塊の世代の大量退職やU・I・Jターンが予測されていることは、全国と同様の状況となっており、当該世代を念頭に置いた人材を積極的および能動的に雇用面で支援することにより、地域産業の活力向上を図っていくこととする。

5-3-2 その他の事業

(1) 地域再生マネージャー事業による地域再生事業

森林・林業再生

川上（木材生産）から川下（木造住宅の販売）までをつなぐ木材流通の仕組みの構築と、地域産木材住宅の販売を推進する。

環境保全型農業の推進

高島産農産物（米等）のマーケティング活動に関する支援を行うことで、農産品の商品力や販売力の強化を図る。

人づくり・仕事づくり

ビジネスプランオーディションにおける一連のプログラムの企画・運営に関する支援を行う。

(2) 事業者への支援

新規立地に対する助成、固定資産税等の免除

地域の環境や特性を活かし高島の未来を創ろうと挑戦する新規創業者等への支援
びわ湖・里山観光振興特区計画の認定事業者への支援

(3) 地域資源の活用

雪室を活用した野菜や加工食品、シカ肉流通事業化への取り組み
市内で栽培されている果実を第6次産業の地域ブランドに育成

6 計画期間

地域再生計画の認定日から平成22年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域提案型雇用創造促進事業（新パッケージ事業）を活用した雇用創造促進事業による雇用促進の状況については、事業参加企業・参加者に対するアンケートなどの調査により、雇用人数を把握し、評価を行うものとする。また、併せて雇用情勢の改善状況については、計画期間終了時における直近数ヶ月間の高島市の有効求人倍率の平均を同時期の全国平均及び県内平均と比較して、また計画期間の高島市の数値などとも比較して評価を行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし